

市内の事業所・福祉施設等に かわさき基準(KIS)認証福祉製品 を導入する際の経費を助成します

令和7年度川崎市福祉製品導入促進補助金のご案内

<上限>

30万円

補助対象経費の2分の1以下



事業内容

かわさき基準(KIS)認証福祉製品を市内の事業所等に導入する際にかかる経費の一部を助成します。今後、説明会も開催しますので、詳細について市ホームページをご確認ください。

- ・ 同一製品の複数台の導入
- ・ 複数種類の製品を組み合わせでの申請も可能です。

対象者

市内に福祉・介護、その他の施設等を有する法人又は団体 ※詳細は裏面をご確認ください。

申請期間

令和7年6月4日(水)～令和8年1月23日(金)
※先着順 (予算が上限に達した時点で受付終了とします)

対象製品はこちら
から



制度詳細、申請は
こちらから



申請・問い合わせ先

川崎市経済労働局 イノベーション推進部 成長産業担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階
電話：044-200-3226 FAX：044-200-3920
メール：28innova@city.kawasaki.jp
ホームページ：<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000176314.html>

補助事業の概要

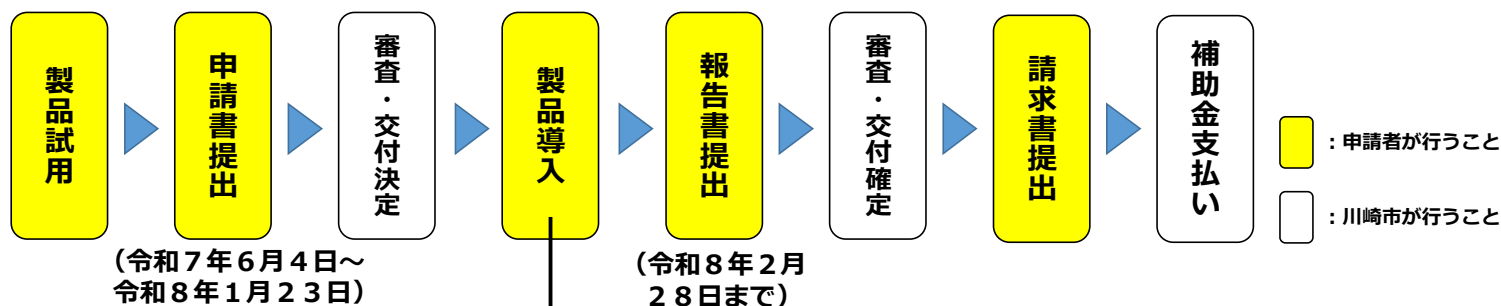
かわさき基準（K I S）認証福祉製品を市内の事業所等に導入する際にかかる経費の一部を助成します。

項目	内容
対象事業	かわさき基準（K I S）認証福祉製品（以下「認証製品」という。）を市内の事業所に設置又は配置（※）する事業 ※「設置又は配置」とは市内事業所等において製品を設置又は配置することを指し、ソフトウェアのインストールやホームページへの機能追加を含みます。
対象者	介護福祉サービスを提供する事業所、医療機関、商業施設、ホテル、スポーツ施設、その他福祉製品等の導入及び活用が可能な施設等を市内に有する法人又は団体（市内に事業所を有して1年以上、同一事業を行っていること）
対象経費	（1）購入費又は借受料 （2）運搬費 （3）設置又は配置にかかる工事費 （注）消費税及び地方消費税相当分については補助対象外となります。
補助額	<補助率> 2分の1以下 <補助限度額> 30万円 ※先着順（予算が上限に達した時点で受付終了とします）

主な対象製品 ※製品については、市ホームページ（以下二次元コード）よりご確認ください。

- 移乗・移動：車椅子、車椅子用階段昇降機、杖、アシストスーツ、リフト、てすり、自動車運転装置
- 排泄：排泄予想機器、排泄記録システム、パッド・パンツ、ポータブルトイレ ■ 睡眠：ベッド、マットレス
- 見守り：見守りセンサー・システム ■ コミュニケーション：対話支援機器、コミュニケーションロボット
- 姿勢保持：テーブル ■ 自助具：洗濯ネットバッグ、箸、コップ ■ 更衣・整容：衣服
- リハ&レク：介護予防機器・プログラム ■ 介護業務支援：介護者支援ソフト
- 入浴：ポータブル型入浴装置・シャワーヘッド ■ 視覚：手持ち型視覚支援機器、WEB閲覧支援ツール

事業の流れ



申請方法

設置予定の事業所において、製品の試用又は製品販売事業者等から試用に代わる説明を経たのち、申請書及び必要書類をご準備のうえ、専用フォームからご申請ください。申請書類については、市ホームページ（表面）よりご確認ください。

かわさき基準（KIS）のページはこちらから

【かわさき基準（KIS）認証制度とは...】

かわさき基準（KIS）は、「自立支援」を中心とした8つの理念により構成され、川崎市が独自に定めた利用者にとって最適な福祉製品のあり方を示した基準です。認証では、利用者目線のモニター評価を実施することで、利用者にとって優れた福祉製品を認証しています。平成20年度に認証事業を開始し、令和6年度までの17年間で301製品の認証を行ってきました。ホームページ：<https://www.city.kawasaki.jp/jigyuu/category/283-1-1-0-0-0-0-0-0.html>

